

2026（令和8）年度：募集要項

■事業趣旨

地域の未来を担う子どもたちは、かけがえのない存在です。その子どもたちが、自分が生まれ育った地域を想い故郷に愛着を抱く気持ちの一助となることを願い、小・中・高の学校での運動系・文化系の各種部活動、スポーツ少年団などの活動、大会等の出場に伴う遠征、学校や地域行事などを資金面から応援するため、次の事業を行います。本基金の趣旨をご理解の上、お役立ていただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人 北見通運こども応援基金

理事長 舩川 誠

■募集事業

運営上の都合により、予告なく募集を終了することがあります。また、特定の助成事業への申請の偏りが著しい場合、期間途中でも当該助成事業の募集を停止いたします。

【部活動等助成事業】	
助成内容	学校の部活動やスポーツ少年団などの活動に必要な備品・用具類のほか、環境整備に必要な費用。
助成金額	上限30万円 ※申請件数が多い場合は、原則として按分により助成金額を調整
年度予算	100万円 ※申請総額が予算を超過した場合、北見通運(株)による追加寄付を活用する場合あり
募集期間	令和8年10月1日～令和8年11月10日【締切日必着】
【遠征費等助成事業】	
助成内容	予選会、選考会その他これに準ずる過程を経て全国大会に出場し、又は選抜された子どもたちの遠征に必要な費用。
助成金額	上限30万円 ※自己負担額（総遠征費から市町村、学校、所属団体その他からの補助金等を差し引いた額）が20万円以上の場合を対象
年度予算	100万円
募集期間	公表日から令和9年3月31日まで 【ただし、予算消化をもって終了する】
【行事費等助成事業】	
助成内容	学校行事や子どもたちの思い出づくり、故郷への愛着を育むことに資する地域行事などの開催に必要な費用。ただし、事業収支上の不足額に限る。
助成金額	上限30万円
年度予算	50万円 ※申請総額が予算を超過した場合、北見通運(株)からの追加寄付を活用する場合あり
募集期間	令和8年10月1日～令和8年11月10日【締切日必着】

■事業の実施について

- (1) 今年度の年間予算の範囲内で、各助成事業の執行状況を考慮し、必要に応じて予算の振替を行うことがあります。
- (2) 部活動等助成事業において、より多くの団体に公平に支援を行う観点から、2年連続して申請を行う団体については、他の初回申請団体と比較して審査の優先順位を劣後することがあります。
- (3) 各助成事業における1回あたりの上限金額は原則であり、本基金の趣旨に照らし特に必要と認める場合には、これを超えて支給決定する場合があります。

■応募について

【地理的要件】

本助成の対象となる地域は、北見市、美幌町、置戸町、訓子府町、津別町とします。

主たる活動拠点又は所在地がこれらの地域内にあり、当該地域を中心に継続的に活動していることを要します。

現時点では網走市、遠軽町、佐呂間町、大空町、その他の市町村は対象外です。限られた予算の中で助成事業を実施しているため、あらかじめご了承ください。

【団体資格】

申請できる団体は、対象地域に所在し、代表者が明確である継続的な団体であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 小学校、中学校又は高等学校の部活動
- (2) 少年団登録がある団体、又はこれに準ずる団体
(団員、指導者、保護者等の役割分担により運営され、スポーツ活動、文化活動その他の社会教育を目的とする団体、又は各種競技団体等に加盟し、これと同趣旨の目的及び運営形態が確認できる団体を含みます。)
- (3) 地域クラブその他前各号に準ずる継続的な団体

【申請主体及び受給者】

助成金の申請主体及び受給者は、学校、部活動、少年団、地域クラブその他これに準ずる継続的な団体に限るものとし、保護者その他の個人に対して助成金を交付することはできません。また、助成金の振込先は団体名義口座に限り、個人名義口座への振込は行いません。

【対象外となる団体又は活動】

上記に該当する団体であっても、次のいずれかに該当する場合は助成対象外とします。

- 主として個人の技能習得又は発表を目的とする活動
- 保護者と民間の教室、スクールその他これに類する事業者との契約に基づく活動であって、団体としての規約、運営体制、会計及び口座の独立性が確認できないもの
- 営利を主たる目的とする活動

【手続き】

申請を希望する団体は、まず申請資格チェックリストを提出してください。

事務局において要件を確認し、申請資格を満たすと判断した団体に対して申請書を送付します。

申請書及び必要書類の提出を受けた後、理事会の審査及び承認を経て、助成の可否及び助成額

を決定します。決定内容については、評議員会に報告します。

なお、審査に当たり、追加資料の提出又は内容確認をお願いする場合があります。

■事後手続きについて

(1) 助成の可否及び助成額については、事務局より通知します。

(2) 助成金は、原則として決定通知後2週間以内に指定口座へ振り込みます。

(3) 提出書類に虚偽その他不正が認められた場合は、助成金の支給決定を取り消し、又は返還を求めることがあります。

■申請先等

【事務所】 北海道北見市大通東2丁目8番地

E-mail kodomo@kitamitsuun.co.jp



北見通運(株)コンテナセンター2階

補足説明：【部活動等助成事業】についての考え方

【助成対象とする物品・設備について】

- 学校の部活動やスポーツ少年団などが活動する上で必要とされ、団体が共用備品として管理・保管する物品や設備であること。
 - 備品は、活動の継続や質の向上に資するものであり、一定期間継続して使用できるものに限る。
-

【助成対象となる物品／対象外となる物品】

- 助成対象となる物品（共通要件を満たすもの）
 - ・団体の所有・管理物として保管される
 - ・年度をまたいで継続使用される耐久品
 - ・団体の活動の質向上に直接的に資する
 - ・1年を超える使用実績や計画が想定される
 - ・購入費が比較的高額で、団体の自助努力だけでは負担が大きいもの
 - 助成対象外となる物品
 - ・個人の所有や使用が前提となる衣類・用具（例：個人のスパイク、ジャンパーなど）
 - ・短期間で消耗・使い切ることが前提の物品（例：ボール、テープなど）
 - ・学校や団体の通常予算で購入されるべき物品や日用品
 - ・管理実態や使用目的が不明確な物品
-

【申請方法について】

- 本事業では「事後申請方式」を採用しており、令和8年4月1日から令和8年9月30日までに購入された物品に限り助成の対象とする。
※ 未購入・未納品のもの対象外。
 - 複数の物品を含む申請も可能とするが、いずれも団体の活動に必要なかつ共用備品として管理・保管されることを要件とし、助成の可否および助成額は各物品ごとに審査のうえ決定されるものとする。
-

【助成金額について】

- 助成金の上限は30万円とする。
- 申請件数によって予算を上回る場合、原則として按分により助成額を調整するため、申請額に満たない金額で助成が行われることがある。

補足説明：【遠征費等助成事業】についての考え方

【助成対象とする遠征について】

- 北海道地区大会等を経て全国大会への出場権を獲得し、又は選抜された活動に係る遠征であって、学校、部活動、少年団、地域クラブその他これに準ずる団体の管理運営のもとで実施され、主催者要項、学校又は所属団体の規程等に基づき必要な引率体制が確保されるものを助成対象とする。
-

【申請方法について】

- 本事業は事前申請方式とし、原則として遠征実施前に申請を行うものとする。
 - 申請に当たっては、次の書類その他事務局が必要と認める書類の提出を要する。
 - ・全国大会出場を確認できる書類
 - ・遠征日程が分かる書類
 - ・交通費、宿泊費その他の見積資料
 - ・市町村、学校、所属団体等からの補助金額が分かる資料
-

【助成金額について】

- 助成金の上限は30万円とする。
 - 助成の対象は、自己負担額（総遠征費から市町村、学校、所属団体その他からの補助金等を差し引いた額）が20万円以上の場合とする。
-

【助成対象としない遠征とは】

- 全国大会出場に至らない全道大会、ブロック大会その他これらに準ずる大会への遠征。
- 保護者個人を申請主体又は受給者とするもの。
- 主として個人の技能習得又は発表を目的とする活動に係る遠征。
- 保護者と民間の教室、スクールその他これに類する事業者との契約に基づく活動に係る遠征であって、運営体制又は会計管理が確認できないもの。

補足説明：【行事費等助成事業】についての考え方

【助成対象とする行事とは】

- 学校行事や地域行事など、子どもたちの思い出づくりや地域への愛着を育むことを目的として実施される行事であること。
- 子どもたちが主体的に関わり、地域の人々と交流するなど、教育的・社会的意義がある行事を対象とする。

対象となる行事の例：

- 学校の創立記念事業
- 地域の子ども向けの文化活動
- 子どもによる発表会、展示会など

【申請方法と助成の条件】

- 本事業では「事後申請方式」を採用しており、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に実施された、または実施予定の行事を助成の対象とする。なお、申請時には行事の内容および収支計画が確定していることを要件とする。
- 営利目的や黒字となる見込みのある事業は対象外とする。
- 申請は各団体につき年度内1回のみとする。
- 原則として、単なる備品購入や設備整備のみを目的とした事業、または子どもが関与しない行事については助成対象外。

【助成金額について】

- 助成金の上限は30万円、または対象経費の不足額のいずれか少ない金額とする。
※「不足額」とは、行事の収支計画上、自己資金や他の補助金では賄いきれない金額を指します。
- 年度の予算（上限50万円）を超える申請があった場合、原則として按分により助成額を調整するため、申請額に満たない金額で助成が行われることがある。
- 行事の規模や内容、地域的な波及効果、子どもたちへの関与度合いを踏まえて審査・決定を行う。